

本庁各部署筆頭課長
土木部各課（総室・室）長
土木部各出先機関の長
各地域振興局長
警察本部会計課長
企業局総務経営課長
教育庁施設課長

様

土木部監理課長

熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）の運用について（通知）

このことについて、県が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の入札（随意契約を含む。）については、熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に基づき平成20年4月からすべての調達案件を電子入札案件の対象としているところですが、随意契約にしようとする場合で、下記に該当するときは、電子入札案件の対象から除くことができる運用としますので通知します。

なお、記2及び3の場合で、今後も同種の工事及び業務の発注が見込まれるときは、入札参加者資格審査申請及び電子入札システム利用者登録を行わせることにより、電子入札案件の対象とすることに努めていただきますようお願いいたします。

記

1 災害による緊急工事の随意契約

災害により緊急に工事を施行する必要がある場合で、電子入札システムにより見積書を徴するいとまがない場合

2 入札参加者資格審査申請を行っていない者との単独随意契約

地方自治法施行令第167条の2及び熊本県会計規則第95条第1項ただし書きに規定する要件に該当し、単独の者から見積書を徴する随意契約にしようとする場合で、やむを得ず入札参加者資格審査申請を行っていない者と契約を締結しようとする場合

3 電子入札システム利用者登録が行われていない者との随意契約

地方自治法施行令第167条の2に規定する要件に該当し、複数の者から見積書を徴する随意契約にしようとする場合で、電子入札システム利用者登録が行われている者の他に当該契約を履行できる者がいるにもかかわらず、見積書を徴する相手方を電子入札システム利用者登録が行われている者に限定することにより、熊本県会計規則第95条の規定に抵触する場合